

1. 件名:日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時:令和5年1月12日(木)13時00分～13時40分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
川辺管理官補佐、矢野安全審査官
日本核燃料開発株式会社
保安管理部 安全管理グループリーダー 他8名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・【面談資料】核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正の方針について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力制庁の矢野と申します。本日は 04 年 10 月 24 日付で申請がありました核燃料物質使用変更許可申請書、
0:00:14	日本核燃料開発区、株式会社の
0:00:18	申請書につきましてこれまでの面談、当時に対する回答ということの面談となつてございますと、資料作成いただいておりますのでその資料について日本国燃料開発者の方からご説明をよろしくお願いいたします。
0:00:35	はい、日本核燃料開発の近藤です。本日はよろしくお願いいたします。まず、お手元にですね、二つ資料あると思います。まず、A4 の縦型で、右上の方に E C C S 22 H を 130 R 基礎書いてあるやつが、
0:00:55	1 の補正に関するですね、当社の方針についての資料でございます。お手元図がですね、新旧対照表ベースで作成させていただいております資料となります。本日はこの新旧対照表ベースで作成させていただきました。
0:01:12	資料を基にですね、ご紹介さ、ご説明させていただきます。まず 1 ページ目になります。ホットラボ施設の
0:01:22	変更内容でございますが、まず 1 ページ目、備考欄に記載。
0:01:30	この見直しと書いてあるところがございます。ここはですね、必従前はですね、
0:01:38	城前は、遮へい容器に売り入れた上で運搬するという表記でございましたが、ここ、これはですね、ちょっとわかりにくいだらうということで、社内の中でご意見が意見が出ましてですね。
0:01:53	遮へい容器に入れて、カッコ表面線量率をという表現を入れた後ですね、B C ベント以下とした上で、運搬するという表現に変更以下する予定でございます。
0:02:07	続いてはですね、2 ページ目になります。備考欄では記載の見直しと書いておりますが、こちらはですね、従前申請時はですね、
0:02:20	昨年の補正物としての固体状の廃棄物という表記でございましたが、ちょっと内容がくどいということで、本作業はという形ですね、修正をかけて補正をかけたいと考えているところでございます。
0:02:37	続いて、8 ページ目になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	8 ページ目はですね周辺監視境界を知らず、ずっと紹介表記な表記がなかったということで、こちらは当社のちょっとミスがございまして大変申し訳ございませんでした。
0:02:57	ということで周辺監視境界を示す図をまず 8 ページ目にですね、第 7-2 図に追加させていただきました。具体的には、F 敷地内建家配置図に、周辺監視区域境界を例示させていただいたというところでございます。
0:03:17	なおですねこの周辺監視区域境界の説明につきましては後程別ページのところでご説明させていただきます。
0:03:26	続いてが、12 ページ目になります。
0:03:30	10 ページ目の、液体処理へ来た廃棄施設の設備のところの、
0:03:37	廃液処理装置っていうところがですね、従前はですね、
0:03:41	業務パーアワーという形で表記されておりまして、これで動きということで、他のですね、TT は PP は、
0:03:53	現地という形でですね、表記を修正させていただきたいというところでございます。
0:04:01	続いては 15 ページ目になります。16 ページにですね、ちょっと誤記の修正でございまして、衛藤。
0:04:11	橘田マネジメント関係のですね、受図の表記のところがですね、図 11 図 12 ということで従前はしておりましたけども、他の図面がですね、第
0:04:24	7、第 9-25 とかですね、第 9-6 とか記載の通りですね、大という表記が最初にありますので、こちらの方にですね、整合を図るということで、第 10-1 図、第 10-2 図ということで、
0:04:39	表記を変え、修正させていただくというところでございます。
0:04:44	続いてが、16 ページになるんですけども、立ち入り同士のところですね、こちらですね、先ほど周辺監視区域の話をさせていただきましたけども、
0:04:57	13 はなかったというところで、立ち入り防止のところですね、管理区域及び周辺監視区域境界は、壁、柵等の深見区画物によって区画されている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	また、標識が設けられており、人がみだりに立ち入らないようにするための措置が講じられていると、いうことをですね、明記させていただいたと。
0:05:25	いうところでございます。なおかつ16ページにつきましてはかっちり増資の家賃の防止ってのがですね、二つちょっと表記が残ってるということで、補正申請まさにですね、
0:05:37	欄外にあります4、立ち入りの防止は削除させていただく予定でございます。
0:05:44	続いたら、20ページ目でございます、20ページ目がですね閉じ込め機能、遮へいその他の事項に関する、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の
0:05:59	ところでございます。表の中のウの1、1億年レベルを使用する装置、設備のとじ込み機能のところでございますが、この中で前段で、ご指摘がありました誘導結合プラズマ出力設計のですね、
0:06:17	閉じ込め機能が読み取れないというご指摘がございまして、こちらはですね廃棄落等が閉じ込め機能として有するものになっておりますので、
0:06:31	排気ダクトというものをですね、
0:06:34	追加追記させていただくというところで構成させていただきたいと考えております。
0:06:40	ホットラボ施設については以上となります。続いて、浦年度研究等につきましても、西高等はございませんので、低レベル廃棄物保管庫さんの方に飛ばささせていただきます。
0:06:58	低レベル廃棄物保管庫さんですね、こちらの方は施行令41条開いて説明がありますが、まず2ページ目こちらですね、ホットラボ設同様、周辺監視区域境界の
0:07:13	表記、当説明がなかったというところで、今回補正をかけさせていただきます。2ページ目の資料につきましては、周辺監視区域境界の
0:07:23	境界ですね、示した図面ということで、第9-2図、丁寧な廃棄物保管庫3-1というところにですね、周辺監視区域境界を示させていただいたというところでございます。
0:07:38	続いて、先ほどの周辺監視境界の説明資料になるんですけども、4ページ目になります。
0:07:46	4ページ目の中に閉じ込め機能、遮へい、その他の主要施設等の位置、構造及び設備のところ、両括弧4章の防止、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:58	ですね、こちらの方がですね、周辺監視区域を明記ということで、管理区域及び周辺監視区域、今日の境界は、
0:08:08	壁、柵等の区画物によって区画されていると、また、標識が設けられており、人がみだりに立ち入らないようにするための措置が講じられているということで表記を追加させていただきました。
0:08:23	定例の廃棄物保管庫さんにつきましては、以上となります。
0:08:30	部位がですね、
0:08:33	今回、II、
0:08:34	改めてCですね、申請させていただきましたキャスク保管庫ということで、別添2-3になります。こちらですね、施行令第41条非該当施設となります。
0:08:47	こちらの3ページ目ですね。
0:08:50	3ページ目の投資、7の主要施設の位置、構造及び設備の中の設内の常時立ち入る場所に対する遮へいと、
0:09:05	というところの記載内容を見直しております。具体的なですね、
0:09:12	兵庫の輸送容器は、施設に入れる前に、表面線量がバックグラウンドレベルであることを確認するというので、
0:09:23	元に戻す際はですね、汚染検査を行うということを追加したと、万が一ですね、バックグラウンドを超えた場合は、国とホットラボ説明に移送しまして、除染を行った後ですね。
0:09:37	バックグラウンドレベルまで下げてから保管するという表記を入れさせていただいたというところがございます。こちらちょっと誤記がございました備考欄のところですね、運搬容器と書いておりますが、
0:09:50	これは輸送容器の誤りでございます。申し訳ございません。
0:09:55	続いては4ページ目ですね、4ページ目の、
0:10:01	同じく使用施設の位置、構造設備のところの表面材料等ですね、こちらが以前はですね従前はですね、運搬用容器という表記で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	提出させていただきましたがこれ、輸送容器の過ちでございますのでこちら誤記修正ということで、
0:10:19	提示させていただく予定でございます。
0:10:23	続いて7ページになります。7ページ目のこれもですね、先ほどから述べておりますように周辺監視区域境界を示す図面がなかったことと、
0:10:35	説明文書がなかったところで、第7-2図NFD敷地の建屋配置済み周辺監視区域境界を示した図面に改めたというところでございます。
0:10:49	続いて10ページ目になるんですけども、すみません、こちらでもですね備考欄、ちょっと抜けてるんですけども、
0:10:56	灯台図の7-5のですね管理区域CS標識及び消火器の位置図に、
0:11:03	管理区域境界標識、消火器ということで、下の法律で三つ並んで書いてありますけども、申請者数とかですねこの管理区域境界を、
0:11:15	横になってる方がですね、消えていたということを確認できましたので、こちらに、
0:11:21	受けたということで、誤記訂正ということで、補正をかける補正をかせさせていただきます。
0:11:30	続いて10ページ目になります。
0:11:33	12ページ目が、閉じ込め機能遮へいその他の主要施設等の位置及び設備の
0:11:40	項目でございます、まず、両括弧2の遮へいのところですね、遮へいのところは、先ほどもちょっと述べましたように、当初、
0:11:51	輸送容器ですね、これを保管庫に戻す前にですね、一度汚染検査を行うと。で、そのあとですね、汚染検査を行って万一バックグラウンドこういった場合はコントロール施設にする、移送して、
0:12:05	予算を行った後、ワークフローレベルの差が下がったのを確認して保管するという表記を追加したというところでございます。こちらにちょっと誤記がございまして、両括弧2の遮へいの中運搬用容器になってますけどもこれ輸送容器の誤りでございます。
0:12:23	4番目、立ち入りの防止のところもですね周辺監視区域境界を追記させていただいたというところです。管理区域及び周辺監視区域の境界は、課税策等の確立によって工夫されていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	そこでこちらですね、先ほど紹介させていただきました、他の施設と同様な書き、
0:12:44	方に統一しているというところでございます。
0:12:49	5番目への自然現象による影響の考慮というところでございますけども、このキャスク保管庫ができてからですね、これまでですね、自然現象による影響があったかどうかと聞くところでございますけども、
0:13:05	東北太平洋東北地方太平洋沖地震を含めですね、自然現象による影響は受けたことが、受けたことがないということを明記させていただきました。
0:13:18	はい。以上ですねキャスク保管庫になります。
0:13:23	続いては、減って2-4になりまして、液体廃棄物運搬用容器保管高、
0:13:31	となります。
0:13:33	こっちはですね、大きいというかですね消し忘れが2ページ目と3ページ目ですね、新規管理区域化に伴う申請というのは、
0:13:44	報告ありましたがこの動きでございます。
0:13:47	3ページ目。
0:13:50	のところは補正内容を示させていただいております。
0:13:55	遅延後ですね、7のところ、使用施設の位置、構造設備のところの、
0:14:01	施設ラインの常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮へいのところですね、キャスク保管庫と同じですね圧壊運搬用容器と同じ扱いでございますが、
0:14:12	当使用後の運搬用容器は、施設に入れる前に表面線量がバックグラウンドレベルであるほど確認すると、1バックグラウンドを超えた場合はホットラボ施設内に移送し、予算を行った後にですね、
0:14:25	バックグラウンドレベルまで下げてから保管するというのをですね、追加したというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	7 ページ目が、周辺監視境界の明記でございます。こちらですね、7-2 のエネルギー敷地内建屋配置図に、周辺監視区域境界を追加したというところございます。
0:14:51	11 ページ目になります。
0:14:54	11 ページ目。
0:14:56	は先ほど述べました保管する前に、保全検査を行った後に、バックグラウンドレベルを確認するということでございますけども、
0:15:07	12 年、10 年に取り込む機能、遮へいその他の施設等の位置、構造設備のところの両括弧 2 のところに、その説明を追加いたしましたし、使用の運搬用容器は施設に入れる前に、表面線量がバックグラウンドレベルであることを確認すると。
0:15:25	万一バックグラウンドレベルを超えた場合はごみが抜けております。でするのでこれも誤記ですね、赤字ですね。
0:15:33	レベルを超えた場合はホットラボ施設に移送し、助成を行い、バックグラウンドレベルまで下げてから保管すると。
0:15:40	4 番目が、立ち入りの防止となります。こちらですね周辺監視区域境界の
0:15:48	明記さというところでございます。管理区域及び周辺監視区域の境界は、壁作などの区画物によって区画されていると。また、標識を設けられており、人がみだりに立ち入らないようにするための、
0:16:03	措置が講じられてると、いうことを受けさせていただきました。
0:16:08	12 ページ目が、同じく 10-2 のところで、15 にも、続きになるんですけども、自然現象による影響の考慮ということで、
0:16:18	先ほどのキャスク保管と同様ですね、設定設置時期を追記したと、いうことと、具体的には 2010 年 1 月 31 日でございます。
0:16:30	この設置以降ですね、自然現象による影響を受けたことがないということ、追記したというところでございます。
0:16:40	5 がですね
0:16:44	液体廃棄物運搬用容器と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:48	の保管庫でございます。
0:16:52	続いて参考資料の方に移りますが、参考資料のですね、
0:16:58	14 ページになります。
0:17:05	ウラン燃料研究棟の除湿装置のところでございますけども、
0:17:10	14 ページの真ん中だけん、ありますけども、ほぼ誤記の修正でございます。
0:17:17	申請日はですね、ドラム缶 25 分という表現もございましたが、ドラム缶 15 分ということで、誤記修正を避けたいと考えております。
0:17:28	15 ページ目は、
0:17:31	表記の見直しでございます。
0:17:37	除湿装置の位置、構造設備のところでございますが、その両括弧 3、火災等による損傷の防止でございますけども、申請時はですね、旧許可の範囲であるから該当しないという表記でございましたが、
0:17:52	これはですね、万が一発生、透過性が発生した場合にですね、既設の消防設備で消火するという表記に改めております。
0:18:03	改める予定でございます。4 番目の立ち入りの防止につきましても、
0:18:10	こちらのですね、規制の申請では既許可の範囲であるため、該当しないという表記でございましたが、立ち入り制限措置を講じた既許可の周辺監視区域内に当該設備を、
0:18:23	設置するというので、それをもってですね
0:18:27	防止を図るというところで表記を改めたというところでございます。
0:18:33	最後になります。
0:18:35	23 ページ目になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	年の間でコメントがありましたように、本設備助成した時の廃棄物はどうかというところで、追加させていただきました。2-223 ところで廃棄物、
0:18:52	本設備外表面の汚染は確認された、されていないため、まずですね、除染作業が発生してですね、除染作業を行ってもですね、
0:19:03	商業廃棄物は 10 リットル未満と推定していると。
0:19:09	ウラン燃料研究とあわせ、廃棄物保管エリアの保管上限は 200 リットルドラム缶換算で 10 本に対してですね、2022 年 12 月 3 日現在 4 万を保管している状態であるということで、今回の想定本数は 0.05% に対して、
0:19:26	十分に裕度があると、いうことを明記させていただきました。さらにですね、最終的にはですね
0:19:34	それぞれの加盟数答え廃棄物いたしまして、JAEA へのですね、廃棄物管理施設へ処理を委託するということところで
0:19:44	記載を追加させていただいたと、いうところでございます。ちょっと阿久津で申し訳ございませんでしたが、今回の補正申請も、概要は以上となります。
0:19:58	よろしく願いいたします。はい犠牲者のNSA補正の方針についてご説明ありがとうございました。今ご説明いただいた内容について何点か確認させていただければと思います。今ご説明いただいた内容につきましてはほぼ
0:20:13	これまでの面談の方で指摘させていただいたものの反映、もしくは記載の見直しであるというふうに承知してございますので、
0:20:24	特段問題があるというふうには今のところも考えておりませんが、何点か事実確認だけちょっとさせていただければと思います。今回の指摘によって周辺監視区域キー協会、
0:20:39	はしますが他の施設でも追加になりましたけれども、周辺監視区域境界自体は変更はないと、そういうふうに理解してよろしいですかね。
0:20:52	日本核燃料開発の近藤です。はい、周辺監視区域境界自体の変更はございません。10 前後でございます。はい。規制庁、菅谷小。
0:21:02	承知いたしました。はい。その上でですねいろいろ他の設備、もともと入ってなかった施設につきましてこの周辺監視区域に関するご説明を入れていただいたと思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:17	矢山由井があるかなと思ってまして、例えばホットラボの方は
0:21:25	隠されていますと、人がみだりにはい立ち入らないようにするための措置が講じられているっていう、なってましてこれ多分、
0:21:34	立ち入らないように負担措置に多分、いわゆる正常管理というのが入ってるのかなと思ってますけれども理解としてはそういう理解でいいですかね。まず、
0:21:46	2項各年度開発の近藤でございます。ご指摘の通りですね、施錠等で措置が講じられているというところで間違いございません。はい。そう思うだと思ったんですけど、であると。
0:22:02	例えば
0:22:04	低レベルの保管庫の方のふさいい、いいんじゃないかってごめんなさいキャスク保管庫との記載を見るとですねそのあとにもう一つですね、
0:22:14	左膝に入らないため施錠管理するってもう1回出てくるんですねこっこの説明の場合は、
0:22:22	キャスク保管庫の12ページですかね。
0:22:29	2ページのところの(4)立ち入りの防止のところには赤字で同じように管理区域周辺監視区域が区画されていて人がみだりに立ち入らないような措置が講じられていると。
0:22:40	また、人がみだりに立ち入らないように常時施錠するってあって、
0:22:44	加えてこの
0:22:46	価値がないようにするための装置と性状は別なのかなというふうに読めるんですけども、
0:22:56	日本核燃料開発の近藤です。はい。キャスク保管庫に記載されている内容も、
0:23:05	内容がですね新ですね、正常で、常時成長してますので、こちらの方にですね、表記、ちょっとまたという言葉が二つ続けますんでちょっとこちらも、
0:23:19	修正が必要ですけども、キャスク保管庫の表記にちょっと合わせて、他の施設も修正かけたいと考えております。はい。議事録精査ですとなると専用の立ち入らないようにするための措置っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	区画されていて標識が設けられていることを指すっていうそういうことですかね。
0:23:42	それに、日本確認の数の分でございます。それにですね、施錠ですね、常時施錠していることによって、地下がみだりに立ち入らないよと。
0:23:53	考え方でございます。
0:23:56	背景作成者ね実際はまあまあそうなんだろうと思ってますけど、
0:24:01	人がみだりに立ち入らないようにするための措置とは別枠で施錠管理って書いてあるので、
0:24:09	上位施錠って書いてあるので、
0:24:12	だから、
0:24:14	モータの記載の話なんで実態を理解しましてそこは
0:24:18	適切な表現にしていなければと思います。
0:24:22	はい。1. 核燃料開発の方ですはい。面の方は適切に表記を改めさせていただきます。はい。今日は途中で
0:24:34	動きというご説明があったんですけども
0:24:44	とキャスク保管庫と。
0:24:48	キャスク保管庫ともう一つの何でしょう、液体廃棄物の保管庫のいわゆるそのバックグラウンドの話の件なんですけれども、まずこれ確認なんですけれどもドッグランのレベルってというのは1.11m S v %。
0:25:03	矮化だと、ということなんですけどもこれはあれですよバックグラウンドからの曲プラスその表面のいわゆるそのキャスクの中に、
0:25:12	はい。付着者である黒鉛の物質に関するものを重ね合わせて大体その位医師に見ると、いや1ミリ1m S v パ払い以下になると、そういうことですよね。
0:25:26	の確認は課長の近藤です。その通りでございます。なので関田なのでもともとそのキャスクがあった状態と置いた状態で、その数値が同じレベ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ルの方のやることが変わりは変わりはありませんってそういうことを説明されてるっていう理解でよろしいですね。
0:25:44	日本核燃料開発の向後です。その通りでございます。はい、与儀先生所承知いたしました。このバックグラウンドをこういう立岩爆弾のレベルのことなのでその1mS v パワーを超えた場合は、
0:25:59	されるとそういうことでよろしいですね。はい。
0:26:02	一般確認の画像のコンドウですその通りでございます1マイクロという数字をもってですね、こういった場合は、助成方向になっているというところでございます。はい。事務局長承知いたしました。
0:26:15	ではマーケ少なりかの容器っていうのはいろんなところで、今運ばれると思いは困るという運搬されてると思いますんで、
0:26:25	そこで使用し終わった後に測定をされると。
0:26:31	そういう進んで測定した後にもしこういったホットラボ施設の方に運搬して、助成をすると、そういう理解でよろしいですか。
0:26:42	日本核燃料課長の近藤でございます。その通りでございます。はい。連絡成長に承知いたしました。
0:26:50	はい。
0:26:53	えーと、
0:26:55	あとはですね参考資料の方ですかね。
0:27:05	1、
0:27:07	参考資料、最後のページですかね。
0:27:12	災害等について説明いただいたような部分ですね廃棄物の高周波加熱物の廃棄物の件。
0:27:20	でございますけどこれ
0:27:22	ちょっとこれまでの申請書の記載だと確実に毎回その中で、毎回というか、各絶対にこの助勢作業をするというふうに認識してたんですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	今日のちょっと説明というか今の資料の感じだともうすでに汚染が確認されていないので、
0:27:40	もう1回多分そのお話する時にもう1回汚染検査してそこを汚染がなければ助成はやらないっていう可能性もあるっていうことなんですかね。
0:27:49	日本核燃料会社のコンドウですその通りでございます。あくまでも搬出する時にですね、再度汚染検査を行っていくというところでございます。万一ですね、汚染があった場合は除染作業を行うというところで、記載させていただいているというところでございます。
0:28:07	根井則成長ですであるわけでちょっとスケジュールの(1)を読むとですね、
0:28:14	基本的に今設備外表面の助勢作業を行うという話が出てくるので手順の一番最初からですね、そうなるともう末梢でこの助成をやるのかなと思ったのでこの式に繋がったんですけれども、
0:28:28	もし今ご説明いただいたのがマース正しい手順になるのであれば搬出前に念のため再度汚染検査をします。
0:28:37	それでも万一見つかったらそれ除染をしますという話に、
0:28:43	した方がいいんじゃないかなと。その毎日の除染作業で発生した廃棄物については2.2-3の通りにやりますっていう。
0:28:51	そういう流れなんじゃないかなと思いますけど、井田ですか。
0:28:58	わかんない。
0:28:59	昨年度課長の近藤でございます。ご指摘の通りだと思いますので、ちょっと書き方ですね、改めてこちらの方も、補正の中で修正かけたいと思います。職制について承認するまでもう1回繰り返させていただきますと、この高周波加熱、
0:29:17	11の表面は、
0:29:19	すでにこれはあれですか、2-2-3の線は確認されてないっていうのはもう1回、黒線検査されてるってことなんですかね。
0:29:29	それとも、これまでの記録とかですね。
0:29:34	日本核燃料開発の近藤でございます。一応ですね汚染検査はもう行っているというところでございますが、先ほどちょっと述べましたように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	排出する作業者ももう1回汚染検査を行いますので、こちらの表の表記はですね、今の今現状の話ということでございますので、これ原則成長ですけど
0:29:58	今、すでにあった汚染検査もこれも返すということで決まってるので、汚染があるのかどうかっていうのを確認するために汚染検査したところ、
0:30:06	もうすでにお世話表面の汚染はなかったと。ただ配布する前にはもう1回念のため汚染検査をしますと、そののそれを見せなければそのまま包み込む作業に
0:30:18	して(3)の返却郵送までするという話でもしその(1)の、念のための汚染検査室の汚染検査で線があったら新野さんのように廃棄物は処理をしますよと。
0:30:31	そういうような説明というふうに理解しました。それでよろしいですかね。
0:30:36	日本核燃料課長の高野です。その通りでございます。はい、わかりました。そこはちょっと適宜、表現ぶりを見直していただければと思います。
0:30:48	はい、日本画の営業課長の近藤です。はい。対応させていただきます。
0:30:53	はい。
0:31:01	はい。原則成長のS A等であれこちらから原子炉規制庁からの確認事項を今回説明いただいた補正の方針に関しての節確認事項以上となります。これまでの面談並びに本日の指摘に対して何か質問等、
0:31:21	N F Dさんからございますでしょうか。
0:31:28	日本核燃料課長の昆です。大丈夫です。はい。はい。現職者であれば本日の面談はこれ以上となりまして引き続き申請者の方確認させていただきたいと思います。
0:31:42	はい。であれば本日の面談はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。
0:31:48	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。